

平成30年3月吉日

お客さまへ

大垣西濃信用金庫

「1日あたりのキャッシュカード出金限度額の引き下げ」について
（「キャッシュカード搾取被害」の防止対応）

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、「カードが不正利用されている」、「口座が犯罪に利用されている」と電話で相手を騙した後、警察・銀行協会・金融庁・金融機関等の職員を装って訪問し、キャッシュカードと暗証番号を搾取して、すぐに現金を引き出す「キャッシュカード搾取被害」が急増しておりますので、当金庫を含め岐阜県内に本店を置く6信用金庫は、高齢者のお客さまの被害防止のため、下記の通りキャッシュカードによる出金限度額の引き下げ対応策を実施させていただきます。

なお、当金庫対象のお客さまのなかでキャッシュカードの出金限度額の引き上げを希望されます場合には、営業時間内に各支店の窓口で事前にお申し出いただきましたら、本人確認の上、出金限度額を引き上げさせていただきます。お客さまには、ご不便をおかけ致しますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 実施内容

70歳以上のお客さまの内、※1過去1年間キャッシュカードによる出金取引（現金出金、振込、振替、デビット取引）の無いお客さまの口座に対して、1日の出金限度額を10万円に引き下げる

【ご注意】

上記※1の条件により、一旦出金限度額が10万円になりますと、その後にキャッシュカードによる出金取引をされても、限度額10万円のままとなりますので、出金限度額の引き上げをご希望のお客さまは、最寄りの営業店窓口にてお手続きを頂く必要がございます。

2. 取扱開始日

平成30年4月2日（月）より開始

3. 取扱信用金庫

大垣西濃信用金庫、岐阜信用金庫、高山信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、八幡信用金庫の6信用金庫

以上
R3.2 改訂